

## 滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金貸与要綱

令和8年4月1日 制定

### (目的)

第1条 この要綱は、養成施設に在学する者で、卒業後県内において看護職員、歯科衛生士または歯科技工士の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、滋賀県看護職員・歯科衛生士・歯科技工士修学応援資金（以下「応援資金」という。）を貸与し、もって県内における看護職員、歯科衛生士および歯科技工士の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。
- (2) 養成施設 保健師助産師看護師法第19条から第22条、歯科衛生士法第12条または歯科技工士法第14条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所をいう。

### (貸与の対象)

第3条 知事は、次の各号に掲げる応援資金をそれぞれ当該各号に規定する者で、卒業後県内に存する医療機関、福祉施設、保健所、歯科技工所等（以下「医療機関等」という。）において業務に従事する意思を有する者（過去に看護職員、歯科衛生士もしくは歯科技工士の確保を図ることを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者を除く。）に応援資金を貸与することができる。

- (1) 看護師等修学応援資金 保健師助産師看護師法第19条から第21条までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校（高等学校にあっては、専攻科に限る。）または都道府県知事が指定した養成所に在学している者
- (2) 准看護師修学応援資金 保健師助産師看護師法第22条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者
- (3) 歯科衛生士修学応援資金 歯科衛生士法第12条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者
- (4) 歯科技工士修学応援資金 歯科技工士法第14条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者

### (貸与の額等)

第4条 応援資金の貸与の額は、当該各号の規定のとおりとし、応援資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）が卒業するまで、正規の修業年限を超えない期間で、毎年度、当該年度に貸与すべき額を一括して無利子で貸与する。

- (1) 看護師等修学応援資金 年額 264,000 円
- (2) 准看護師修学応援資金 年額 132,000 円

- (3) 歯科衛生士修学応援資金 年額 264,000 円
- (4) 歯科技工士修学応援資金 年額 264,000 円

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、応援資金の貸与の契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 貸与生としてふさわしくない非行のあったとき。
- (5) 応援資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 虚偽その他不正の手段により授業料資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- (8) その他応援資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の停止)

第6条 知事は、貸与生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度に係る応援資金の貸与を行わないものとする。

2 知事は、貸与生が年度の初日から末日まで休学または留学したときは、当該休学または留学した年度に係る応援資金の貸与を行わないものとする。

(返還)

第7条 応援資金は、貸与生であった者が、養成施設を卒業した日（第5条の規定により契約が解除された場合あつては、当該解除の日）の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）（次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、貸与相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより知事に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間（第5号の場合にあつては、同号に規定する離職の日から3月以内の期間）、応援資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第5条の規定により、応援資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 次条第1項第1号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。
- (3) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休

暇を取得しているとき。

- (4) 当該養成施設を卒業した後、養成施設または大学院に在籍しているとき。
- (5) 医療機関等を離職した後、細則で定めるところにより知事に求職の届出をして他の医療機関等に就業しようとするとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと知事が認めるとき。

#### (返還の免除)

第9条 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決を得て、応援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年6月を経過する日までに看護職員、歯科衛生士または歯科技工士の免許を取得し、直ちに県内に存する医療機関等において引き続き5年間（前条第3号から第6号に掲げる理由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。
  - (2) 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。
- 2 知事は、貸与生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決を得て、応援資金の返還の債務（履行期が到来した部分を除く。）の全部または一部を免除することができる。
- (1) 死亡または心身の障害により応援資金を返還することができなくなったとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

#### (延滞利子)

第10条 貸与生であった者が、正当な理由がなく応援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

#### (委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度以降の年度が応援資金の貸与の初年度となる者に適用する。